

○土佐町若年者遠距離通勤支援事業支援金交付要綱

令和7年4月1日訓令第30号

(趣旨)

第1条 この要綱は、土佐町補助金交付規則（平成13年規則第3号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき、土佐町若年者世帯遠距離通勤支援事業支援金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的)

第2条 町は、地域の若年者の定住促進を図るため並びに地域経済の活性化のため、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 土佐町に住民登録し、かつ現に町内に居住実態がある個人
- (2) 申請年度の4月1日に33才以下の者。又は前号に該当する6歳に達した日以降の最初の3月31日を迎えるまでの子（以下「未就学児」という。）の父、母、若しくは父母に代わってその児童を養育している者（以下、「未就学児の保護者」という。）
- (3) 申請者が属する世帯全員に、町税又は使用料、手数料、分担金等、町へ納入すべきもの及び、その他町に対する債務額に滞納がないこと
- (4) 常用の労働者（雇用期間の定めのない労働者又は31日以上雇用が見込まれ、かつ、1週間の所定労働時間を20時間以上として雇用された労働者をいう。以下「常用労働者」という。）として雇用されている者であって雇用保険の被保険者である者。ただし、公務員は除く。
- (5) 車両購入補助金については交付対象者のうち土佐町で5年以上の居住歴のある者が、土佐町外へ転出し、当該転出から1年以上経過した後定住の意思をもって再び土佐町に転入したもののうち、町内に住所を有した日から1年を経過しない者（以下、「Uターン者」という。）のみ対象とする。
- (6) 車両購入補助金については補助対象車両の購入者であって、かつ自動車検査証上の所有者及び使用者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）でないこと。

(補助対象車両)

第4条 補助金の交付の対象となる自動車（以下「補助対象車両」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自動車検査証の使用の本拠の位置が町内の住所となる自動車であること。
- (2) 自動車検査証の自家用・事業用の別が自家用であること。
- (3) リース又は残価設定型クレジットにより導入した車両でないこと。

(適用除外)

第5条 町長は、前条の規定にかかわらず、町長が適当でないと認めた者には補助金を交付しない。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、別表1のとおりとする。

(事前承認)

第7条 車両購入支援金の交付を受けようとする者は、事業実施前に土佐町若年者遠距離通勤支援事業補助金事前承認申請書（別記様式第1号。以下、「事前承認申請書」という。）により、購入車両の見積書等、購入しようとする車の詳細がわかるものを添付し、町長に提出しなければならない。第3条第5号の要件は事前承認申請時点で満たすものとする。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、3月10日までに、土佐町若年者遠距離通勤支援事業補助金交付申請書（別記様式第2号。以下「申請書」という。）により、次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 在職及び通勤状況証明書（別記様式第2-2号）
- (2) 同一月に複数事業者への通勤があるものは、申請対象月の出勤簿の写し等の出勤日状況がわかるもの
- (3) 氏名及び生年月日を確認できる書類（住民票又は運転免許証等）の写し
- (4) 車両購入補助金の申請の場合は車検証及び領収書の写し
- (5) その他、町長が必要と認める書類等

(補助金の交付の決定)

第9条 町長は、前条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、土佐町若年者遠距離通勤支援事業支援金交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。ただし、当該申請者が別表第2に掲げるいずれかに該当する場合を除く。

- 2 町長は、補助金を交付しないことを決定したときは、土佐町若年世帯遠距離通勤支援事業補助金不交付決定通知書（別記様式第4号）に不交付の理由を付して、申請者に通知するものとする。
- 3 補助金の交付に際しては、申請者に町税及び水道使用料等の滞納がある場合は、補助金を交付しない。

(補助金の交付の請求)

第10条 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、補助金の交付を請求するときは、土佐町若年者遠距離通勤支援事業支援金交付請求書（別記様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し)

第11条 町長は、補助金の交付決定者が、次のいずれかに該当すると認めたときには、補助金の交付の全部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき
 - (2) 交付決定者が、補助金の交付決定の通知の日から1年未満で土佐町外へ転出する場合
 - (3) 交付決定者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定による取消しを決定したときには、土佐町若年者遠距離通勤支援事業補助金取消決定通知書（別記様式第6号）により、速やかにその旨を交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、土佐町若年者遠距離通勤支援事業支援金返還命令書（別記様式第7号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。ただし、町長がやむを得ないと認めた場合には、その限りではない。

- 2 前項に規定する返還の額は、返還を指示した額とする。

(財産の処分の制限等)

第13条 車両購入支援金の交付を受けた者は、購入した車両について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に町長の承認を受けなければならない。

- 2 町長は、事業実施者が取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、事業実施者に対して、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市町村に納付すべきことを命ずることができる。

3 事業実施者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（別記第8号様式）を備え管理しなければならない。

（情報の開示）

第14条 補助金に関して、土佐町情報公開条例（平成13年条例第16号。以下「条例」という。）に基づく開示請求があった場合には、条例第7条に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和8年4月13日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

附 則

この訓令は、令和8年5月18日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表第1（第6条関係）

<p>通勤支援金</p>	<p>交付対象者が旧吾北村・旧本川村・大川村・本山町・大豊町・土佐町をのぞく勤務地に自家用車及び公共交通機関で通勤する場合のみを対象とする。補助額は1箇月当たり15,000円（勤務が10日以下の場合には当該月を除く）とし、申請年度の4月から2月分のうち要件を満たした月数を乗じた額とする。（年度あたり最大で11箇月分）1年度につき1回限りの支援とする。</p>
<p>車両購入支援金</p>	<p>通勤用の税抜価格100万円以上の新規登録車両を申請年度に購入した場合に50万円とする。ただし、同一申請者において1回限りの支援とする。</p>

別表第2（第11条関係）

<ol style="list-style-type: none"> 1 暴力団（土佐町暴力団排除条例（平成23年条例第3号。以下「町暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。 2 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。 3 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。 4 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。 5 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。 6 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。 7 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。 8 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。 9 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
